平成２１年（フ）第３９３号
徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓193―14、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地159
債務者　小笠原弘子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９７号
徳島県名西郡神山町上分字川又南148番地
債務者　坂本　　務
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９９号
徳島県阿波市吉野町西条字庄境155番地２
債務者　竹縄　博康
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０４号
千葉県柏市豊四季72番地62コーポサンフラワー201号
債務者　林　夢都美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７８号
千葉県松戸市稔台３丁目36番地の６　プロシード稔台103号
債務者　平野　　翔
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９３号
千葉県柏市泉町６番55―402号
債務者　君島　利枝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９５号
千葉県流山市美原４丁目1208番地
債務者　安蒜　昌子（旧姓大沢）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６０７号
千葉県我孫子市我孫子４丁目３番９号105号
債務者　吉田ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目５番64号新井テラスハウス102号
債務者　齋藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６２９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番97―108号
債務者　古川　朋子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３８号
千葉県柏市宿連寺425番地１
債務者　相田　則之
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４４号
千葉県流山市東初石４丁目188番地オークヒルズＡ―106
債務者　鎌田　啓睦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５４号
千葉県野田市七光台319番地の３
債務者　桑田　裕章
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５５号
千葉県松戸市新松戸南３丁目135番地
債務者　米田恵利華（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６０号
千葉県松戸市六実６丁目31番地の２グリーンビレッジ松戸六実201号
債務者　林　　秀昭
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６７号
千葉県野田市中野台254番地の１県営住宅野田中野台団地３棟348号
債務者　大坪　和子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７０号
千葉県柏市十余二254番地821
債務者　前田希和子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８６号
千葉県松戸市小金清志町３丁目50番地の１
債務者　堰口　　修
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部